

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月24日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に，「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に，「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(京都市人事委員会事務局)